

## 農業近代化資金のご案内

○「農業近代化資金」は、農業者等の経営の近代化に資するため、融資機関が農業者等に対して貸し付ける資金に、県が利子補給を行う制度資金です。

### 農業近代化資金

#### 融資対象者

農業者、認定農業者、集落営農組織、認定就農者、農協等

#### 資金使途

- ・施設等の改良・造成・取得資金
- ・果樹等植祭育成資金
- ・家畜購入育成資金
- ・小土地改良資金
- ・長期運転資金（農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金）等

#### 貸付限度額

- ・個人 1,800万円
- ・法人 2億円
- ・農業参入法人 1億5,000万円

#### 融資率

借入者の負担する額の80%以内

#### 利率

0.80%（H27年4月1日現在、基準金利 2.15%  
県利子補給 1.25%）

※最新の金利については、農林漁業関係制度資金の概要ページから金利一覧表が入手できます。

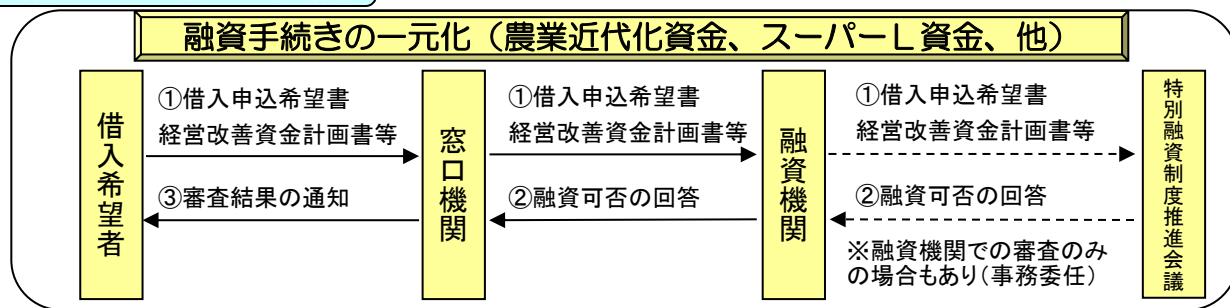
#### 償還期限

15年以内（うち据置3年以内）  
※資金使途により、償還期限は異なります。

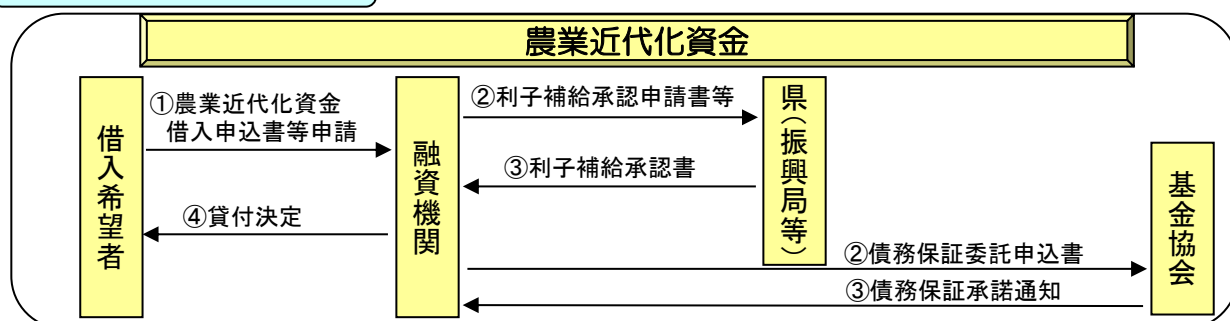
○資金に関する詳しい相談は、まずは、最寄りの広域地域本部・地域振興局または、金融機関（農協等民間金融機関及び日本政策金融公庫熊本支店）までお問い合わせください。

※次ページあり

## 借入れ等の手続



## 審査結果通知後の手続



○資金に関する詳しい相談は、まずは、最寄りの広域地域本部・地域振興局または、金融機関（農協等民間金融機関及び日本政策金融公庫熊本支店）までお問い合わせください。